第九条2中(b)を削り、(c)を(b)とする。

第十条中「小委員会」を「補助機関」に改める。

第五章を削る。

第六章中第十七条を第十二条とする。

第十八条1を次のように改める。

1　事務局長及び事務次長は、理事会の三分の二以上の多数による議決で選挙されるものとし、更に一の任期につき再選されることができる。事務局長及び事務次長の任期は、原則として五年とするが、例外的な場合において、理事会の三分の二以上の多数による議決で決定したときは、これよりも短い期間とすることができる。事務局長及び事務次長は、理事会が承認し、理事会の議長が機関のために署名した契約に基づいて職務を遂行する。

第十八条2中「及び執行委員会」を削り、同条を第十三条とする。

第十九条を第十四条とし、第二十条を第十五条とする。

第二十一条中「、執行委員会及び小委員会」を「及び補助機関」に改め、同条を第十六条とする。

第二十二条中「、執行委員会を通じ」を削り、同条を第十七条とする。

第六章を第五章とする。

第二十三条2中「及び執行委員会」、「、それぞれ」及び「又は執行委員会」を削り、第七章中同条を第十八条とする。

第七章を第六章とする。

第二十四条中「、執行委員会を通じ」を削り、第八章中同条を第十九条とする。

第二十五条を第二十条とし、第二十六条を第二十一条とする。

第八章を第七章とする。

第九章中第二十七条を第二十二条とし、第二十八条を第二十三条とする。

第九章を第八章とする。

第二十九条1中「若しくは執行委員会」を削り、「、執行委員会及び小委員会」を「及び補助機関」に改め、同条2中「若しくは執行委員会」を削り、同条3中「、執行委員会又は関係小委員会」を「又は関係補助機関」に改め、第十章中同条を第二十四条とする。

第三十条2を次のように改め、同条を第二十五条とする。

2　この憲章の根本的な変更を伴う改正（いずれの改正がこのような改正に当たるかについての決定は、理事会の三分の二以上の多数による議決でこれを行う。）又は加盟国に対する新たな義務を伴う改正は、理事会の構成国の三分の二によって採択され、かつ、加盟国の三分の二により各自の憲法上の手続に従って受諾された時に効力を生ずる。これら以外の改正は、理事会の三分の二以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

第三十一条を第二十六条とし、第三十二条から第三十四条までを五条ずつ繰り上げる。

第三十五条中「第二十五条2」を「第二十条2」に、同条の注中「第三十四条及び第三十五条」を「第二十九条及び第三十条」に改め、同条を第三十条とする。

第三十六条を第三十一条とする。

第十章を第九章とする。

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

AMENDMENTS TO THE CONSTITUTION OF THE INTERNATIONAL ORGANIZATION FOR MIGRATION

In sub−paragraph (a) of Article 2 the words "Article 34" are replaced by the words "Article 29".

In sub−paragraph (a) of Article 2 the words "Article 35" are replaced by the words "Article 30".

Sub−paragraph (b) of Article 2 is replaced by the following:

(b) other States with a demonstrated interest in the principle of free movement of persons which undertake to make a financial contribution at least to the administrative requirements of the Organization, the rate of which will be agreed to by the Council and by the State concerned, subject to a two−thirds majority vote of the Council and upon acceptance by the State of this Constitution in accordance with its constitutional processes.

Paragraph 1 of Article 4 is replaced by the following:

1. A Member State which is in arrears in the payment of its financial contributions to the Organization shall have no right to vote if the amount of its arrears equals or exceeds the amount of the contributions due from it for the preceding two years. However, the loss of voting rights shall become effective one year after the Council has been informed that the member concerned is in arrears to an extent entailing the loss of voting rights, if at that time the Member State is still in arrears to the said extent. The Council may nevertheless, by a simple majority vote, maintain or restore the right to vote of such a Member State if it is satisfied that the failure to pay is due to conditions beyond the control of the Member State.

Sub−paragraph (b) of Article 5 is deleted.

Sub−paragraph (c) of Article 5 is renumbered as (b).

Sub−paragraph (a) of Article 6 is replaced by the following: